

一般国道298号・東関東自動車道水戸線新設工事等  
(東京外かく環状道路(千葉県区間))の事業認定  
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

1. 開催日時 平成22年9月15日(水)、9月27日(月)
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一般国道298号・東関東自動車道水戸線新設工事等(東京外かく環状道路(千葉県区間))の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から付議され、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道298号新設工事(千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間)及びこれに伴う県道付替工事、高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事(千葉県松戸市上矢切字塚ノ下地内から市川市高谷二丁目地内までの間)並びにこれに伴う市道及び下水道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定により事業の認定をすべきであるとする国土交通大臣の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

同意見は、社会資本整備審議会令第6条第6項及び社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定に基づき、社会資本整備審議会の議決とされた。公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 外環の公益性のひとつとして周辺県道の混雑緩和が示されているが、本件事業の公益性判断に当たり、これら周辺県道の拡幅計画等にも着目する必要がある。
- ・ 外環のあるべき姿、公益性として、一般国道部による千葉県での南北交通の利便性向上にとどまらず、高速自動車国道部による関東圏に及ぶ高速道路交通の円滑化等についても、数値等に基づき強く訴えていくべきである。
- ・ 地域分断の懸念については、現状把握と予測がある程度定量的にできるのではないかと。車の利用者より歩行者の生活圏がどのように分断されるかが問題であり、特に影響を受けるのは子どもと高齢者と思われる。
- ・ 外環に設置する横断歩道橋、横断歩道等は、社会の高齢化が進む中で、高齢者の視点からみて、利用しやすいものとするのが望ましい。
- ・ 道路構造をみると、高速自動車国道部は掘割構造(半地下)とし開口部を絞り、一般国道部のほか、副道、自転車歩行者道が地域の交通に寄与するなど、地域分断への配慮がなされていると思われ、小塚山等の景観、緑地保全への配慮も感じられた。
- ・ 事業全般としては公共性が高く、事業計画の合理性も理解できるが、反対意見の内容をみると、住民の心情に対する配慮も大切であったと思われる。
- ・ 事業認定理由等には、本分科会での議論を踏まえ、地域分断、生活環境等への懸念に対する認定庁の見解、本件事業による交通の円滑化等のメリットについて、できる限り丁寧に記述した方が住民の理解を得やすいと思われる。